

七生養護学校に対する都教委と都議の教育介入を断罪した判決を踏まえ、学校における教育の自主性の尊重を求める

1 さる9月16日、東京高等裁判所第2民事部（大橋寛明裁判長）は、七生養護学校「こころとからだの学習」裁判について、原告教員らが勝訴した一審判決を支持する判決を言い渡した。

本件は、特定の養護学校において行われていた具体的な教育実践に対して、政治家である都議らが一方的に「不適切」として教育現場に直接介入し、これを容認した東京都教育委員会（都教委）が、教員らを厳重注意するなどして、その教育を破壊した事案である。

2 高裁判決は、一審判決を踏襲し、①都議らが、政治的な主義・信条に基づき、本件養護学校の性教育に介入・干渉したことを、本件養護学校における教育の自主性を阻害する行為として、旧教育基本法10条1項の「不当な支配」にあたると認定し、②都教委はこのような「不当な支配」から教員を保護する義務があったにもかかわらずこれを怠った保護義務違反を認め、③厳重注意は、一種の制裁的行為であると認定し、教育内容を理由として制裁的取り扱いをするには、事前の研修や助言・指導を行うなど慎重な手続を行うべきものとした。また、本高裁判決は、教育委員会の権限について「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまでは許されない」と一定の歯止めをかけた。さらに、学習指導要領について、「その一言一句が拘束力即ち法規としての効力を有するということは困難」とし、「抽象的ないし多義的で様々な異なる解釈や多様な実践がいずれも成り立ち得るような部分、指導の例を挙げるにとどまる部分等は」、「教育を実践する者の広い裁量に委ねられている」と述べ、本件性教育についていずれも学習指導要領違反はないと認定した。上記判断は、教育委員会による学校現場への介入の余地を残した点は問題があるが、教員の学校現場における自主性を重視し、都議及び都教委による教育介入の違法性を認定した判断として高く評価できる。

3 2003年7月に起きた七生養護学校の教育に対する政治介入事件は、同学校の関係者のみならず、全国の教育関係者に衝撃を与えた。この間、東京都、大阪府など一部自治体で、教員に対する管理が強められ、教員から子どもと向き合う時間を奪い、創意工夫をした教育実践の余地を狭めていると指摘されてきた。私たち自由法曹団及び同東京支部は、東京都及び都議らに対し本高裁判決を受け入れ、不当な教育介入を行わないことを求めるとともに、都教委と都議による教育介入を断罪した本高裁判決を踏まえ、全国の教育行政機関に対し学校における教育の自主性を尊重するよう求めるものである。

2011年9月20日

自由法曹団
団長 菊池 紘
自由法曹団東京支部
支部長 藤本 齊